A)立地基準

農地区分	農地の土地利用状況等	許可方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域に指定された区域内の農地	**原則不許可**
甲種農地 **※御船町にはない**	市街化調整区域内の ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集団農地で高性能機械で営農可能農地	**原則不許可** ※例外【農業用施設等、土地収用法認定施設、集落接続の住宅等（500㎡以内）】
第1種農地	・10ha以上の拡がりがある農地 ・農業公共投資対象農地 ・良好な営農条件を備えている農地	**原則不許可** ※例外【農業用施設等、土地収用法認定施設、集落接続の住宅等、市街地に立地困難な施設】
第2種農地	・農地農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地 ・市街地近郊で市街化が見込まれる農地	第3種農地等に立地することが困難な場合は許可し得る
第3種農地	・市街地化の傾向が著しい区域内の農地 ・都市的整備がされた区域内の農地 （都市計画法で用途区域の設定された区域）	許可し得る

B）一般基準

転用実施の確実性	**・資力及び信用があると認められること** **・転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意があること** **・遅滞なく転用目的に供すると認められること** **・行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みがあること** **・農地と併せて使用する土地がある場合には、申請目的に利用する見込みがあること** **・農地転用面積が転用目的から見て、適正と認められること** **・宅地の造成のみを目的とするものでないこと**
被害防除	**・土砂の流出、崩壊等、災害を発生させる恐れがないこと** **・農業用用排水施設の有する機能に、支障を生ずる恐れがないこと** **・周辺農地の営農に、支障を生ずる恐れがないこと**
一時転用	**・公共工事に伴う一時転用等、事業終了後その土地が耕作の目的に供されることが確実と認められること**

A）立地基準

優良農地を保護する観点から、農地を「農振農用地」「甲種農地」「第1種農地」「第2種農地」「第3種農地」5つの区分に分けて、農地区分との許可基準と照らし合わせて、許可が可能な土地かどうか審査するものです。

B）一般基準

他法令の許可の見込みや、申請人の資金計画や過去の転用等の実績、速やかに転用目的に供するかどうか、面積の妥当性などの「転用実施の確実性」や周辺農地への「被害防除」など、一般的な項目について審査をするものです。

立地基準、一般基準を同時に満たさなければ、許可とはならない